



2025年11月21日

各 位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩

(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 横山 恵一
(TEL 03 - 5719 - 2180)

事後交付型業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年12月23日開催予定の第42回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、下記のとおり事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を含みません。以下「対象取締役」といいます。）を対象にそれぞれ導入いたします。対象取締役を対象にした本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ付与及び株主の皆様との一層の価値共有の推進を目的としています。また、当社の対象取締役を対象にした本制度は、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持することへのインセンティブ付与を目的としています。

(2) 導入の条件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、年額120百万円（うち取締役分は年額20百万円以内）とすることにつき、本株主総会にてご承認をお願いする予定です。また、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入につき、ご承認いただいております。今般、対象取締役に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠にて、対象取締役に對し、事後交付型業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット、以下「本制度」といいます。）の付与のための報酬の限度額を新たに設定することにつき本株主総会にてご承認をお願いするものです。

当社が、本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は年200,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は3事業年度の合計で100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分、支給時期及び内容については、取締役会において決定することといたします。

本株主総会では当該報酬枠の枠内で、本制度を新たに導入し、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の対象となる対象取締役への具体的な交付の時期及び内容については、その上限額の範囲内にて、以下に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

2. 本制度の概要

(1) 付与対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を含みません。）

(2) 評価期間

1年間から3年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）とします。なお、当初の評価期間は、2025年10月1日から2026年9月30日までの1事業年度とします。

(3) 評価基準及び付与株式数の決定

本制度は、当社の取締役会において、対象取締役ごとに設定した基準となる株式数、評価期間及び業績評価指標をあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて、対象取締役の報酬等として当社普通株式を付与する業績連動型の報酬制度です。本制度は業績評価指標の達成度合いに応じて、後記の報酬等の上限の範囲内で当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数のいずれも確定しておりません。

なお、当初の業績評価指標は、当社株式の時価総額とすることを予定しておりますが、当初の評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものいたします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の支給方法

当社は、対象取締役に対し、対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直前取引日の終値。）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

なお、対象取締役が死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役或いは従業員その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、新たに当社の取締役会の定める地位に就任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約或いは株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、合計年 200,000 株以内、支給する金銭報酬債権の額は3事業年度の合計で 100 百万円以内といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、又は当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（3）の定めにかかわらず、当社は、算定期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合において

は、当社取締役会）で承認された場合には、上記の上限枠の範囲内で、当社取締役会の決議により、最終交付株式数のうち合理的に定める数の当社普通株式（又は当該株式に代えて合理的に定める額の金銭）を支給することができるものとします。

（５）株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上